

令和2年6月1日

ご利用者の皆さまへ

大東市立市民体育館
大東市立龍間運動広場
指定管理者 (一財) 大阪スポーツみどり財団

無人航空機（ドローン、ラジコン機等）の安全飛行のためのガイドライン

I 飛行できる機種

機種は、ドローンに限定する。

II 利用

下記のいずれかに該当する利用者及び団体は、利用を認めるものとする。

1 国土交通大臣（航空局）の飛行許可を得ている。

※申込時の提出物 … 許可申請書の写し

2 ドローンの飛行実績がある。

※申込時の提出物 … 飛行実績証明書などの写し

III 利用施設

- ・市民体育館 … 大体育室（南・北）の全面利用枠とする。
- ・龍間運動広場 … 野球場内のエリア限定とする。

IV 飛行場所条件

- ・市民体育館 … II利用の2に該当していること。
- ・龍間運動広場 … II利用の1に該当していること。

V 利用時の安全基準

航空法に基づき以下の点に留意して利用ください。

- ① 飲酒時の飛行禁止
- ② 飛行前確認の実施
- ③ 衝突予防
- ④ 危険な飛行禁止

VI 現状復帰

施設・設備に損害があった場合は、原則、当施設が修繕を行うものとし、修繕にかかる費用は利用者及び団体が負担するものとする。

承 諾 書	
飛行場所	
利用日	
申請日	
申請者名	印